

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和4年2月28日(月) 午前9時27分から午前10時53分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席16名、欠席3名)】 出席委員：1番齊藤健一郎委員、4番恩田正平委員、5番園田岳彦委員、6番松澤一久委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、11番福田幸生委員、12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、14番稲葉淳一委員、15番齋藤清美委員、17番川内敏夫委員、18番松澤隆一委員、19番樋口佐登子委員 欠席：2番片山敏隆委員、3番大島博委員、16番川合次夫委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請無、出席2名)】 出席委員：8番伊井一夫委員、14番田中清委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席18名)</p>
出席職員	木島農業委員会事務局長、星野同次長、水島同係長、伊藤同主査、石曾根同主査(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	5番 委員
	8番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて

No.22～No.24 3件

報告第2号 農地の休耕及び増反届について

No.31～No.38 8件

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

No.119～No.134 16件

報告第4号 農地使用貸借契約の解約について

No.4 1件

報告第5号 農地の用途変更及び嵩上げ届について

No.810 1件

報告第6号 農地の潰廃届について

No.4 1件

日程第3 付議事項

議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

No.3015～No.3017 3件

議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

No.5045 1件

議 第3号 農用地利用集積計画案について

No.496～No.558 63件

議 第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について

No.13～No.15 3件

議 第5号 令和3年糸魚川市賃借料の情報提供について

議 第6号 農地利用状況調査に基づく非農地判断について

日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、16番川合次夫委員の3名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。 また、本日は推進委員の8番伊井一夫委員、14番田中清委員からもご出席いただいています。</p> <p style="text-align: center;">日程第1＝議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔異議なし〕と呼ぶものあり</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、5番園田岳彦委員、8番荻野輝道委員を指名いたします。</p> <p style="text-align: center;">日程第2＝報告事項</p>
議長	<p><報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて> 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
石曾根主査	<p>説明いたします。1頁をご覧ください。 22番能生谷地区の件ですが、柱道、大道寺、鷺尾地内の18筆 6,300.66㎡について、原野になっております。</p>

	<p>23 番糸魚川地区の件ですが、南寺町2丁目地内の1筆398㎡について、住宅敷地になっております。</p> <p>24 番西海地区の件ですが、来海沢地内の1筆6.48㎡について、原野になっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p> <p>水島係長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p><報告第2号 農地の休耕及び増反届について></p> <p>報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。3頁をご覧ください。</p> <p>31 番下早川地区の件ですが、下出地内の5筆1,363㎡について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>32 番下早川地区の件ですが、東塚地内の2筆1,610㎡について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>33 番上早川地区の件ですが、越地内の10筆3,115㎡について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>34 番上早川地区の件ですが、大平、中川原新田地内の5筆427㎡について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>35 番上早川地区の件ですが、中川原新田、角間地内の7筆4,428㎡について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>36 番上早川地区の件ですが、砂場地内の30筆13,293㎡について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>37 番糸魚川地区の件ですが、横町4丁目地内の2筆1,034㎡について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>38 番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内の1筆1,065㎡について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり</p>

<p>議長</p> <p>水島係長</p>	<p>承認することに決しました。</p> <p><報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について> 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。7頁をご覧ください。</p> <p>119 番下早川地区の件ですが、東海地内の1筆818㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>120 番下早川地区の件ですが、田屋地内の1筆359㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>121 番上早川地区の件ですが、越地内の6筆2,345㎡について、労力不足のため解約し、その後は休耕するものです。</p> <p>122 番上早川地区の件ですが、土塩地内の1筆1,279㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>123 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の2筆2,953㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>124 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の2筆2,977㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>125 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の1筆1,713㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>126 番西海地区の件ですが、釜沢地内の1筆182㎡について、農地集約のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>127 番西海地区の件ですが、田中地内の1筆713㎡について、農地集約のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>128 番大野地区の件ですが、大野地内の3筆1,020㎡について、農地転用するため解約するものです。</p> <p>129 番大野地区の件ですが、大野地内の3筆1,017㎡について、農地転用するため解約するものです。</p> <p>130 番根知地区の件ですが、東中地内の1筆782㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>131 番根知地区の件ですが、蒲池地内の1筆1,925㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>132 番今井地区の件ですが、中谷内地内の1筆2,958㎡について、</p>
-----------------------	--

	<p>労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 133 番磯部地区の件ですが、藤崎地内の1筆89㎡について、農地集約のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p>
議長	<p>134 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の3筆2,312㎡について、農地集約のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><報告第4号 農地使用貸借契約の解約について> 報告第4号 農地使用貸借契約の解約について説明を求めます。</p>
水島係長	<p>説明いたします。11頁をご覧ください。 4番青海地区の件ですが、須沢地内の4筆1,184㎡について、労力不足ため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
11番福田委員	<p>契約期間が不明というのは契約した日が不明ということでしょうか。</p>
水島係長	<p>はい。戦後だと思うのですが、はっきり分からないためこのような書き方をさせていただきました。</p>
議長	<p>その他ご質問・ご意見ございませんか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	<p><報告第5号 農地の用途変更及び嵩上げ届について> 報告第5号 農地の用途変更及び嵩上げ届について説明を求めます。</p>
議長	<p>説明いたします。12頁をご覧ください。 810番糸魚川地区の件ですが、南押上1丁目地内の2筆495㎡について、嵩上げしたいものです。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、</p>
水島係長	

<p>議長</p>	<p>市道中断同線沿いの場所です。水捌けが悪く稲作に適さないため、嵩上げし畑として耕作するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 水島係長</p>	<p><報告第6号 農地の潰廃届について></p> <p>報告第6号 農地の潰廃届について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。13頁をご覧ください。</p> <p>4番今井地区の件ですが、西中地内の1筆51㎡について、農業用物置敷地のための潰廃になります。地図No.2をご覧ください。申請地は、今井公民館近くの場所になります。申請人は、農作業用機械等の格納庫を建築したいものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。</p> <p>続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>
<p>議長</p>	<p>日程第3＝付議事項</p>
<p>議長 石曾根主査</p>	<p><議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について></p> <p>議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。14頁をご覧ください。</p>

3015 番下早川地区の件ですが、東海地内の3筆3,215㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、農道目黒4号線及び農道早川右岸線沿いの場所です。譲渡人は高齢により耕作ができないため、現在申請地を耕作している譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、下早川地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3016 番能生谷地区の件ですが、大平寺、寺山地内の4筆748㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、市道寺山谷尻線沿いの場所です。譲受人は、家族所有地に隣接する申請地を譲り受け、農業経営の効率化を図りたいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3017 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆762㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は、市道北部1号線沿いの場所です。譲受人は、申請地を譲り受け、農地の集約を図りたいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

以上で、説明を終わります。

只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。

議長

14 番田中推委 水島係長	3016 番の対価が大きいですが。 平均より少し高いですが、不適切ではないと思います。
11 番福田委員	私も売買金額について聞かれることがありますが、よくわかりません。参考金額はないのでしょうか。
水島係長	3条の売買ですが、所有者側にいろいろな事情があって、買ってもらえないかと持ち掛ける事案が多いです。無償に近い値段でのやり取りも多く、適正な価格というのは分からないのが実情です。
議長	その他ご質問・ご意見ございませんか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕
議長	異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について> 議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。
伊藤主査	説明いたします。15 頁をご覧ください。 5045 番大野地区の件ですが、大野地内の6筆2,037 m ² について、駐車場敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.6をご覧ください。申請地は、市道大野中道線沿いの場所です。譲受人は、工場敷地が手狭になったため、敷地を拡張し駐車場としたいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(a) (住宅などが連たんしている区域)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。
議長	以上で、説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕
議長	異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。

<p>議長</p>	<p><議第3号 農用地利用集積計画案について> 議第3号 農用地利用集積計画案について、63件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが3件ございます。まず、松澤一久委員の案件を先に審議しますので、松澤一久委員、退席をお願いします。</p>
<p>石曽根主査</p>	<p>[松澤一久委員退室] 事務局の説明を求めます。 説明いたします。19頁をご覧ください。 510番西海地区の件ですが、田中地内の1筆2,008㎡について、借り受けて規模拡大するものです。 513番西海地区の件ですが、田中地内の1筆1,300㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p>[松澤一久委員入室] 次に荻野委員の案件を審議します。荻野委員、退席をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>[荻野委員退室] 事務局の説明を求めます。</p>
<p>石曽根主査</p>	<p>説明いたします。21頁をご覧ください。 524番大野地区の件ですが、大野地内の2筆1,156㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>

議長
石曾根主査

〔荻野委員入室〕

その他の案件について、事務局の説明を求めます。

説明いたします。16 頁をご覧ください。

496 番下早川地区の件ですが、東海地内の 6 筆 2,757 m²について、借り受けて規模拡大するものです。

497 番下早川地区の件ですが、東海地内の 1 筆 818 m²について、借り受けて規模拡大するものです。

498 番下早川地区の件ですが、堀切、新町地内の 3 筆 5,025 m²について、借り受けて規模拡大するものです。

499 番上早川地区の件ですが、越地内の 6 筆 1,227 m²について、借り受けて規模拡大するものです。

500 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の 3 筆 471 m²について、更新するものです。

501 番上早川地区の件ですが、大平地内の 2 筆 1,607 m²について、更新するものです。

502 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の 1 筆 1,713 m²について、借り受けて規模拡大するものです。

503 番西海地区の件ですが、粟倉地内の 2 筆 2,574 m²について、更新するものです。

504 番西海地区の件ですが、真木地内の 1 筆 229 m²について、更新するものです。

505 番西海地区の件ですが、真木地内の 1 筆 456 m²について、更新するものです。

506 番西海地区の件ですが、真木地内の 2 筆 2,532 m²について、更新するものです。

507 番西海地区の件ですが、真木地内の 4 筆 4,465 m²について、更新するものです。

508 番西海地区の件ですが、真木地内の 4 筆 3,438 m²について、更新するものです。

509 番西海地区の件ですが、川島地内の 1 筆 2,407 m²について、借り受けて規模拡大するものです。

511 番西海地区の件ですが、釜沢地内の 1 筆 92 m²について、借り受けて規模拡大するものです。

512 番西海地区の件ですが、釜沢地内の1筆1,992㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

514 番西海地区の件ですが、水保地内の3筆1,589㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

515 番西海地区の件ですが、川島、成沢地内の6筆11,181㎡について、更新するものです。

516 番西海地区の件ですが、川島地内の1筆494㎡について、更新するものです。

517 番西海地区の件ですが、田中地内の1筆782㎡について、更新するものです。

518 番西海地区の件ですが、羽生、成沢地内の3筆6,259㎡について、更新するものです。

519 番糸魚川地区の件ですが、南押上2丁目地内の2筆885㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

520 番糸魚川地区の件ですが、京ヶ峰1丁目地内の2筆1,021㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

521 番糸魚川地区の件ですが、寺島2丁目地内の1筆705㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

522 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆1,011㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

523 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆1,001㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

525 番大野地区の件ですが、大野地内の4筆875㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

526 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆582㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

527 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆559㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

528 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆418㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

529 番根知地区の件ですが、別所地内の1筆216㎡について、更新するものです。

530 番根知地区の件ですが、別所地内の2筆53㎡について、更新す

るものです。

531 番今井地区の件ですが、大谷内地内の1筆1,100㎡について、更新するものです。

532 番今井地区の件ですが、大谷内地内の1筆1,037㎡について、更新するものです。

533 番今井地区の件ですが、山本地内の9筆16,647㎡について、更新するものです。

534 番今井地区の件ですが、山本地内の3筆3,051㎡について、更新するものです。

535 番今井地区の件ですが、山本地内の1筆540㎡について、更新するものです。

536 番今井地区の件ですが、山本地内の1筆410㎡について、更新するものです。

537 番磯部地区の件ですが、藤崎地内の1筆89㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

538 番能生谷地区の件ですが、物出地内の1筆1,848㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

539 番能生谷地区の件ですが、西飛山地内の2筆657㎡について、更新するものです。

540 番能生谷地区の件ですが、西飛山、須川地内の4筆2,469㎡について、更新するものです。

541 番能生谷地区の件ですが、鷲尾地内の2筆790㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

542 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の4筆1,476㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

543 番能生谷地区の件ですが、大王地内の2筆2,525㎡について、更新するものです。

544 番木浦地区の件ですが、木浦地内の1筆1,414㎡について、更新するものです。

545 番青海地区の件ですが、須沢地内の2筆585㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

546 番青海地区の件ですが、須沢地内の1筆535㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

	<p>547 番根知地区の件ですが、東中地内の2筆3,241㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>548 番根知地区の件ですが、東中地内の1筆782㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>549 番根知地区の件ですが、東中地内の1筆749㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>550 番根知地区の件ですが、栗山地内の1筆1,241㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>551 番根知地区の件ですが、蒲池地内の1筆1,997㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>552 番根知地区の件ですが、蒲池地内の7筆3,381㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>553 番根知地区の件ですが、蒲池地内の1筆1,030㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>554 番根知地区の件ですが、蒲池地内の1筆1,925㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>555 番根知地区の件ですが、大神堂地内の5筆4,610㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>556 番根知地区の件ですが、大神堂地内の3筆2,873㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>557 番今井地区の件ですが、西中地内の2筆5,738㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>558 番今井地区の件ですが、中谷内地内の1筆2,958㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長 8番荻野委員	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>526～528番の件で補足ですが、借受人の農地面積が0㎡になっていますが、今まで農家の手伝いをやっており、自分で田んぼをやってみたいということで新規就農者という形の参入です。一度に2反歩以上借りますので下限面積はクリアしております。</p>
議長	<p>その他ご質問・ご意見ございませんか。</p>

議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませ んので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第4号 農用地利用配分計画案にかかる意見について></p> <p>議第4号 農用地利用配分計画案にかかる意見について説明を求 めます。</p>
石曽根主査	<p>説明いたします。31頁をご覧ください。</p> <p>13番根知地区の件ですが、栗山、蒲池、大神堂、山口、大工屋敷、 別所地内の38筆37,939㎡について、農地中間管理事業により新潟県 農林公社から借り受けるものです。</p> <p>14番大野、根知、今井地区の件ですが、大野、東中、上野、根小屋、 西中、中谷内地内の55筆76,312㎡について、農地中間管理事業によ り新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>15番根知地区の件ですが、根小屋地内の3筆1,189㎡について、農 地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませ んので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第5号 令和3年糸魚川市賃借料の情報提供について></p> <p>議第5号 令和3年糸魚川市賃借料の情報提供について説明を求 めます。</p>
石曽根主査	<p>説明いたします。37頁をご覧ください。</p> <p>賃借料情報は、農地の所有者と借り手が賃借料を設定する上で目安 となるよう、客観的で透明性が確保された情報を農業委員会が提供す ることとなっています。一覧表は、令和3年1月から令和3年12月 までに契約、告示された水田の賃貸借契約において、地区ごとに10 a当たりの賃借料の平均額、最高額、最低額を掲載したものです。前</p>

	<p>年より金額が上がったのが4地区、下がったのが6地区です。変動する理由としては、その年によって交わされる契約の傾向が異なること、そして、お米で納めている場合には1等米、2等米の引渡価格の平均を使い現金換算して計算するため、平均額に影響が出るものと考えられます。また、使用貸借契約は除いており、著しく高い場合や低い場合も除いています。浦本地区、小滝地区、能生地区、木浦地区、青海地区については、参考となる事例が少ないため、掲載しておりません。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p>
6番松澤委員	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
石曾根主査	<p>年々米価が下がってきて農業者も苦しくなっています。糸魚川市は使用貸借契約が多い傾向なのかなと思いますがどうでしょうか。</p>
6番松澤委員	<p>米価が下がった影響で、賃借料を下げたり、使用貸借権にしてもらったという事例が多いように思います。</p>
	<p>若い人に農業を続けていってもらいたいという人は、使用貸借権にするとか、0円に近い金額にするとかしないと受けられないということまでできています。小作料をたくさん払っている人もいますが、その人たちの将来を考えると、地主さんには少し我慢してもらいながら、耕作者がやりやすい条件で受けってもらいたいと思いますし、そうしないと地域農業は守れなくなっていくのではないかと心配しています。小作料の問題については、糸魚川市全体で考える、話し合う場も必要なのかなと考えますがどうでしょうか。</p>
議長	<p>話し合いの場というのはどのようなものでしょうか。</p>
6番松澤委員	<p>地域性はあるかもしれませんが。法人がしっかりやっているところもありますが、私の地域は弱い立場なので小作料を下げても作ってもらわなければいけないと感じています。糸魚川市共通の小作料というのは無理だと思いますが、地域ごとに考えていくしかないですね。</p>
議長	<p>小作料の平均額等は出ていますので、あとは受け手と出し手の話し合いをするしかないと思います。</p>
6番松澤委員	<p>今までは反当り1万円で借りていてもらっていた地主が次の耕作者を探した時に、今までと同じ金額では耕作者が見つからないと相談されました。我々としては農地を守ってもらいたいので、耕作者の要望通りでやってもらいたいと地主に話をしました。地主からすればこ</p>

	<p>の前まで1万円の小作料をもらっていたのに下がるのはちょっと、となっていました、何とか納得してもらいました。今後このような難しい話も出てくると思います。平場だったらまだ耕作者もいるので調整ができますが、中山間地はそんなことを言っていられなくて、とにかく地主に我慢をしてもらって作ってもらうより仕方がない状態になっています。こういったことがあることだけでも承知しておいてもらいたいと思います。</p>
11 番福田委員	<p>糸魚川の地主の考え方は少し古くて、小作料をもらわなきゃいけないという意識が強すぎると思います。例えば関東の梅畑等は何十年も前から小作料はタダですし、佐渡のおけさ柿の農家もみんな高齢で、木があっても収穫してくれる人がいない。そういうことを考えた時に1番手っ取り早いのは、中間管理機構を通すことだと思います。しかし、中間管理機構に預けたところで耕作してくれる人がいるかどうか。農地を荒らしてほしくないから誰かに作ってほしいけど地主はお金が欲しい。そういうために中間管理事業があるのだから、お願いするのも1つの手ではないかと思えます。</p>
伊藤主査	<p>中間管理事業というのは本来、機構に預けた農地の耕作者を探すというものなのですが、現在は、受け手が決まっていなくて受け付けてもらえない状況です。</p>
議長	<p>その他ご質問・ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしと認めます。本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第6号 農地利用状況調査に基づく非農地判断について></p> <p>議第6号 農地利用状況調査に基づく非農地判断について、説明を求めます。</p>
石曽根主査	<p>説明いたします。38頁をご覧ください。</p> <p>農地法第30条による利用状況調査の結果、別紙の農地を非農地と判断するものです。委員の皆様には年間を通じ利用状況の確認をしていただいておりますが、7～8月を重点期間と定め、利用状況・荒廃農地の調査をしていただきました。ありがとうございます。その結果として、別紙のとおり4,519筆、825,921.60㎡の農地を非農地と判</p>

議長	<p>断することについて、お諮りさせていただきたいものです。 以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本 案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。 続いて日程第4のその他に入ります。</p>
	<p>日程第4＝その他</p>
議長	<p>ア 次回農業委員会の日程について ・ 3/30(水) 午前9:30～ 市民会館3階会議室</p>
議長	<p>イ その他</p> <p>他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。 慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>